

給与規程

特定非営利活動法人アイダオ
令和2年1月13日施行

第一章 総則

- 第1条 この規程は、職員に対する給与の決定、計算および支払の方法、締切および支払の時期ならびに昇給、賞与に関する定めをすることを目的とする。
- 第2条 職員の給与は、社会的水準、特定非営利活動法人アイダオ（以下「この法人」）の支払能力、物価、本人の能力、年齢、勤続、職責などを考慮して決める。
- 第3条 給与は毎月20日に締切り、当月末日に支払う。
2 前項の支払日が休日にあたる場合は前日に支払う。
- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、職員の請求により給与支払日の前であっても既往の就労に対する給与を支払う。
1 職員の死亡、退職、または解雇（懲戒解雇を含む）のとき
2 職員またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産、死亡または疾病にかかり、あるいは災害を受け臨時に出費を必要とするとき
3 職員またはその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により一週間以上帰郷するとき
4 その他事情やむを得ないとこの法人が認めたとき
- 第5条 給与の支払形態は、ノーワーク、ノーペイを原則とする月給制とする。
2 就業規則第29条（年次有給休暇）は通常の給与を支払う。
3 職員が欠勤した場合は、次により給与を控除する。
基準内給与 ÷ 1ヵ月平均所定労働日数 × 欠勤日数
4 職員が遅刻、早退、私用外出をした場合は、次により給与より控除する。
基準内給与 ÷ 1ヵ月平均所定労働日数 × 遅刻、早退、使用外出時間数
- 第6条 給与締切期間中の中途において、入社または退社した者の当該締切期間の給与は、入社以降または退社までの日数について日割り計算により支給する。その計算式は次のとおりとする。
基準内給与 ÷ 1ヵ月平均所定労働日数 × 出勤日数
- 第7条 給与は、通貨で、職員本人に対して直接にその全額を支払う。ただし、本人の希望する金融機関の本人名義口座に振込みを行うことがある。
2 前項の規定にかかわらず、次に挙げるものは、給与から控除する。
1 源泉所得税
2 市町村民税、都区民税、道府県民税
3 健康保険料個人負担分
4 厚生年金保険個人負担分
5 雇用保険個人負担分
6 労使協定により控除できるものとしたもの

第二章 昇給等

- 第8条 昇給は原則として4月分を以て定期昇給を行う。

第9条 昇給額は、本人の執務遂行能力、勤務状況、責任感、協調性、貢献度等を人事考課で査定のうち、この法人の業績を加味して決定する。

第10条 経済環境の変化に応じてベース・アップを行うことがある。

第11条 臨時昇給は、次の各号の1つに該当する者について、昇給の必要を生じた場合に行う。

- 1 特に功労のあった者
- 2 中途採用で技術優秀、成績良好の者
- 3 その他法人が必要と認めた者

付則

この規程は令和2年1月13日より施行する。